

路上生活者対策事業実施大綱

(趣旨)

第1 特別区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うため、東京都と特別区は共同して路上生活者対策事業を実施する。

(路上生活者対策事業の種類、目的、内容及び相互の関係)

第2 路上生活者対策事業は、路上生活者巡回相談事業（以下「巡回相談事業」という。）、路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）、路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）及び地域生活継続支援事業とし、それぞれの目的及び内容は次のとおりとする。

① 巡回相談事業は、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者について、関係機関と連携して必要な支援を受けられるようにすることを目的として、その起居する場所を巡回して面接相談を実施し、路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業等の紹介・利用あっせんを行う。

② 緊急一時保護事業は、特別区内の路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援をすることを目的として、宿所・食事等の提供（以下「宿泊援護」という。）、生活相談及び指導、健康診断並びに利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（以下「アセスメント」という。）を行う。

③ 自立支援事業は、原則として、緊急一時保護事業によるアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者について、就労による自立を図ることを目的として、次に掲げる支援を行う。

ア 就労支援

宿泊援護と併せて、生活・健康・職業・住宅等の相談及び指導を行うことにより、利用者の就労自立に向けた支援を行う。

イ 地域生活移行支援

就労が確保された者を対象に、独立した住宅設備（以下「自立支援住宅」という。）を自立生活訓練の場として提供し、訪問等により、就労の継続等に関する相談及び指導並びに住宅相談その他の地域生活への移行に向けた支援を実施する。

④ 地域生活継続支援事業は、原則として自立支援事業による支援を終了した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う。

2 特別区内の路上生活者に対する支援は、就労による自立と社会生活への復帰を基本とすることとし、巡回相談事業による面接相談、緊急一時保護事業による一時的な保護とアセスメント、自立支援事業による就労支援及び地域生活移行支援、地域生活継続支援事業によるアフターケアの順序で行うことを原則とする。ただし、利用者の状況により、途中過程の一部を省略することができるものとする。

(事業の実施)

第3 路上生活者対策事業の利用承諾及び利用終了後の処遇決定は、各特別区の役割とする。

2 巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業及び地域生活継続支援事業の実施は特別区の役割とし、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が共同処理する。

3 前項の事業の実施に必要な自立支援住宅及び職業相談体制等の確保調整は東京都の役割とする。

- 4 2に掲げる事業は、特人厚が社会福祉法人等に委託して実施するものとする。
- 5 特人厚は、2に掲げるもののほか、路上生活者対策事業の円滑な運営と利用後の安定的な地域生活の継続を促進するため、事業の利用調整及び調査・統計等の事務を行う。

(路上生活者対策施設の設置)

- 第4 路上生活者対策事業を実施するため、路上生活者対策施設として、路上生活者自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）を、各ブロックに1か所設置する。
- 2 自立支援センターは、原則として各ブロック内の路上生活者が多い特別区から順次設置するという基本的な考え方に基づき都区が協議して定めた順番により設置し、その設置期間は、原則として5年程度とする。
 - 3 自立支援センターの設置場所は、東京都と前項の規定により自立支援センターを設置する特別区との協議により決定する。
 - 4 自立支援センターの施設建設は東京都の役割とする。なお、施設の管理については特別区の役割とし、特人厚が共同処理する。

(自立支援住宅の確保)

- 第5 自立支援住宅は、借上げによりブロック内の各特別区に均等に確保することを原則とする。

(費用の負担)

- 第6 路上生活者対策施設の建設及び管理並びに路上生活者対策事業の実施に要する費用は、国庫補助額を除いた額について、東京都と特別区がそれぞれ2分の1ずつ負担する。
ただし、費用には施設開設に伴う諸経費を含むものとする。
- 2 各特別区の費用負担は、均等とする。

(協議会の設置)

- 第7 路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の実施を円滑に行うため、東京都、特別区及び特人厚により構成する「路上生活者対策事業運営協議会」を設置する。

(その他)

- 第8 この大綱に定めるもののほか、路上生活者対策事業の実施に必要な事項は、東京都福祉保健局と特別区厚生部長会が協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この大綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者対策事業実施大綱（平成18年4月1日付、以下「旧大綱」という。）は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 施行日において現に旧大綱に基づくホームレス地域生活移行支援事業の利用決定を受けた者で、その利用期間が終了していない者に係る同事業の実施については、なお従前の例による。
- 4 第4（路上生活者対策施設の設置）中「自立支援センター」とあるのは、当分の間、「緊急一時保護センター及び自立支援センター」と読み替えるものとする。